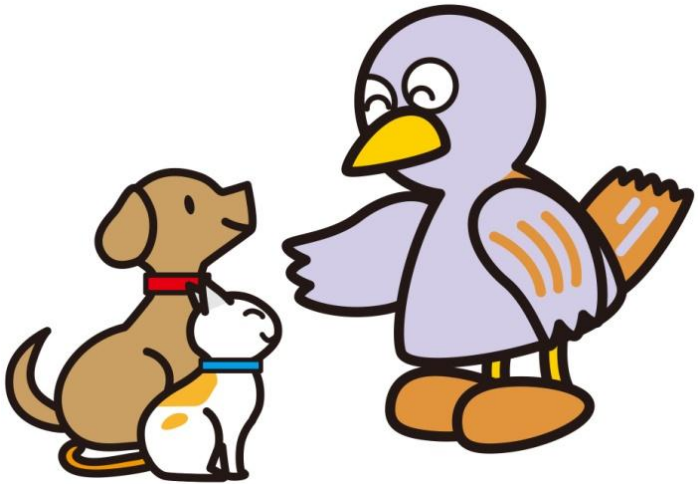
「彩の国」さいたま
埼玉県

埼玉県動物指導センター
事業概要



埼玉県マスコット「コバトン」



令和8年度版 （R7年度／2025年度実績）

◎ 組　織（令和8年4月1日現在）

職員数：19 名

- 所長（獣医師：1）
 - 総務次長（事務：1）
 - 総務課（事務：1）
 - 次長兼指導課長（獣医師：1）
 - 指導課（獣医師：5、動物愛護職1、会計年度：3）

本所 13 名

- 南支所長（獣医師：1）
 - 南支所（獣医師：4、会計年度：1）

南支所 6 名

◎ 担当区域



＊担当業務

○ 動物指導センター
- 猫等に関すること
- 収容動物の処分、譲渡に関すること　など

○ 保健所
- 犬に関すること（処分、譲渡頭を除く）
- 特定動物に関すること、動物取扱業に関すること　など

◎ 開設から現在まで

1973 年（昭和 48 年）	10 月	「埼玉県飼犬指導センター」新設 （本所／浦和支所／川越支所／春日部支所で構成）。 飼犬の指導、保健所収容犬の処分･捕獲応援、犬の狂犬病病性鑑定などの業務を開始
1978 年（昭和 53 年）	6 月	動物の保護及び管理に関する法律（以下「動管法」）第7条に基づく猫の引取り業務を開始
1981 年（昭和 56 年）	4 月	「埼玉県動物指導センター」と改称
1985 年（昭和 60 年）	3 月	「動物管理棟」を移設新築（本所）
	8 月	「人と動物のふれあい教室」を開始 （現在のどうぶつふれあい教室）
1986 年（昭和 61 年）	2 月	「人と動物のふれあい広場」を設置。既設棟の改築により「動物指導館」を設置（本所）
1988 年（昭和 63 年）	1 月	負傷猫の引取り業務を開始
1992 年（平成 4 年）	4 月	浦和支所移設、一般県民を対象とした子犬の譲渡を開始 （本所、浦和支所）
1993 年（平成 5 年）	9 月	動管法の「動物愛護週間」の行事を所掌し、「彩の国動物愛護フェスティバル」を開始
1997 年（平成 9年）		学術用譲渡を廃止
1998 年（平成 10 年）		一般県民を対象とした成犬譲渡を開始
	10 月	負傷動物（野生動物を除く）の収容・応急措置等を開始
1999 年（平成 11 年）	4 月	「愛犬のしつけ方教室」を開始
2001 年（平成 13 年）	4 月	「命を慈しむ教室」を開始 （現在のどうぶつ愛護教室）
	5 月	さいたま市が政令指定都市に移行し、管轄区域外となる
2002 年（平成 14 年）	4 月	動物愛護ボランティア連携事業開始
2003 年（平成 15 年）	4 月	浦和支所を「南支所」に改称 アニマルセラピーボランティア事業開始 川越市が中核市に移行し、管轄区域外となる
2006 年（平成 18 年）	3 月	川越支所と春日部支所を廃止 登録団体への譲渡を開始
2008 年（平成 20 年）	3 月	埼玉県動物愛護管理推進計画　策定 （平成 20 年度～平成 29 年度）
2011 年（平成 23 年）	3 月	「ふれあい譲渡館」を新築（本所）
2015 年（平成 27 年）	3 月	埼玉県動物愛護管理推進計画　第一次改定 （平成 26 年度～平成 35 年度）
2015 年（平成 27 年）	4 月	越谷市が中核市に移行し、管轄区域外となる
2018 年（平成 30 年）	4 月	川口市が中核市に移行し、管轄区域外となる
2019 年（平成 31 年）	2 月	ミルクボランティア.事業開始
2021 年（令和 3 年）	3 月	埼玉県動物愛護管理推進計画　第二次改定

◎ 施設概要

☆　本所（熊谷市）：昭和４８年１０月開設　　８,２３０㎡



事務所・検査棟



動物指導館



動物管理棟



動物飼育舎



ふれあい広場



ふれあい
譲渡館

☆南支所（さいたま市）：平成４年４月移設　　１,３９１㎡





- 事務室
- 視聴覚室
- 検査・処置室
- 動物収容室
- 相談室
- ふれあい広場

◎ 埼玉県の動物行政

～ 埼玉県の動物愛護管理行政概念図 ～

「彩の国」さいたま 埼玉県

保健医療部

生活衛生課（総務・動物指導担当）
- ☆ 業務統括管理
- ☆ 埼玉県動物愛護管理推進計画
- ☆ 動物愛護推進員・支援協議会
- ☆ 国及び自治体との連絡調整、等



	動物指導センター（本所・南支所）	保健所（１３か所）	市町村（５９）※さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く
狂犬病予防法	●狂犬病の病性鑑定（精密検査） ●捕獲犬の処分 ●飼い犬の登録・狂犬病予防注射の普及啓発	●未登録・未注射犬の抑留 ●狂犬病蔓延防止のための発生時の措置 ●飼い犬の登録・狂犬病予防注射の普及啓発	●犬の登録 ●犬の狂犬病予防注射済票交付 ●飼い犬の登録・狂犬病予防注射の普及啓発 ●保健所抑留犬の公示
動物愛護法	●動物愛護の普及啓発 ●適正飼養の普及啓発 ●周辺環境の保全指導（猫等） ●犬・猫の引取り ●負傷動物（猫）の収容と措置 ●収容犬・猫の譲渡 ●収容犬・猫の殺処分	●動物愛護の普及啓発 ●適正飼養の普及啓発 ●周辺環境の保全指導（犬） ●動物取扱業者の規制 ●特定動物の飼養規制 ●犬の引取り ●負傷動物（犬）の収容と措置	●動物愛護の普及啓発 ●適正飼養の普及啓発
動物愛護条例	●動物愛護の普及啓発 ●適正飼養の普及啓発 ●収容猫の公示 ●収容犬・猫の譲渡 ●人と動物の共通感染症	●動物愛護の普及啓発 ●適正飼養の普及啓発 ●野犬等の収容 ●犬の咬傷事故対応 ●特定動物の事故対応 ●収容犬の公示	

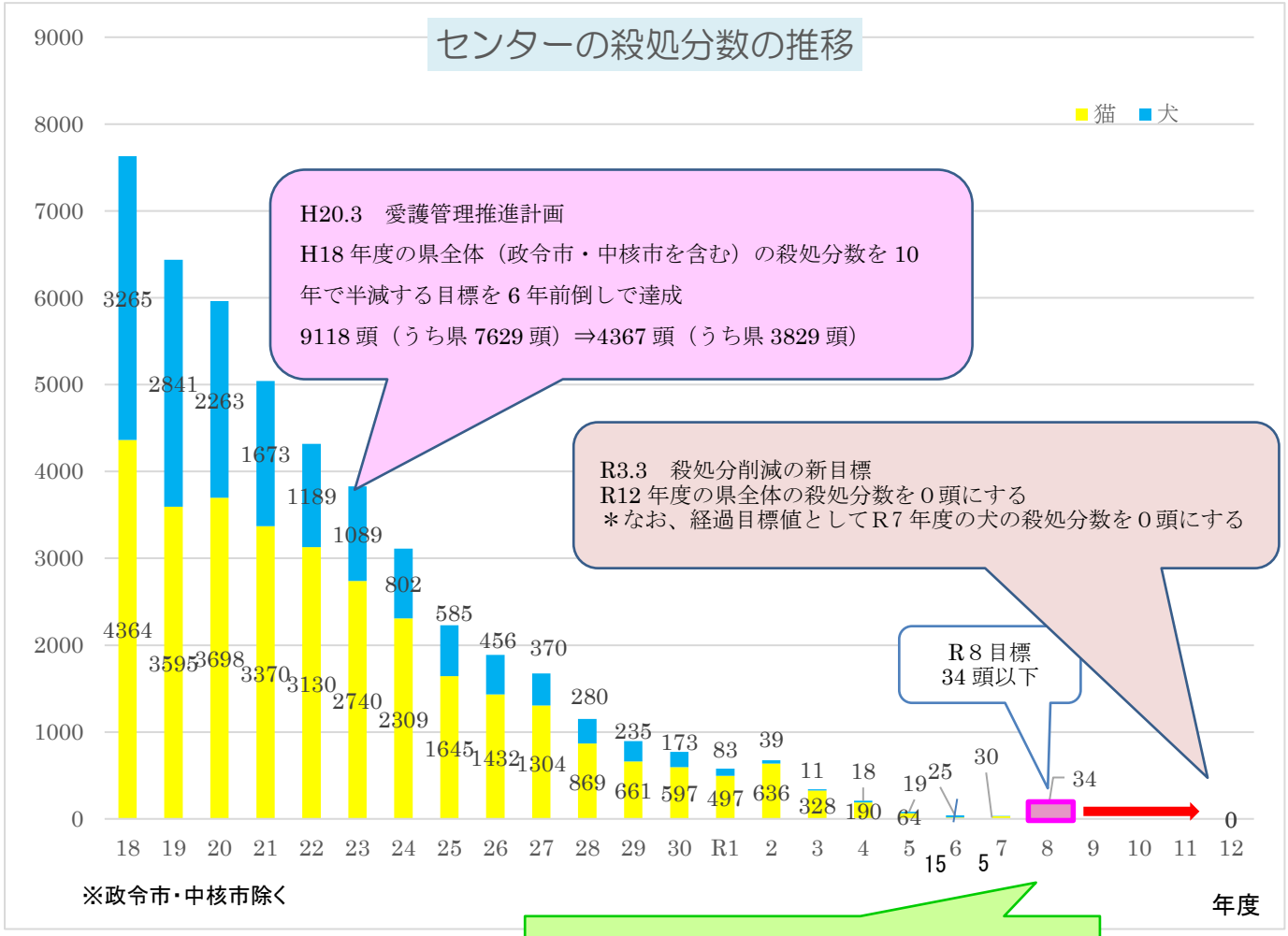


さいたま市・川越市・越谷市・川口市

● さいたま市（政令市）、川越市・越谷市・川口市（中核市）については、法令に基づく事務のほか、独自条例（さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例）や特例条例による事務移譲（川越市・越谷市・川口市）により、各自独自に動物行政を行っている。

◎　埼玉県動物指導センターの目標

処分数（頭）



埼玉県5か年計画
殺処分数の目標（R4 年度～R8 年度）
県全体の犬・猫の殺処分数を R8 年度までに 250 頭
R2 年度　692 頭　⇒　R8 年度　250



犬・猫収容数の変遷については P18、P19 ご参照ください。

彩の国さいたま 埼玉県

今までの取組み

収容する動物を減らす

- 引取り依頼者に対する指導の強化
 - ➡ 飼育継続や新たな飼い主探しについての助言や提案と説得
- 不妊・去勢手術の推進
 - ➡ 不妊・去勢手術のＰＲ
 - ➡ 民間企業の協力で、プリペイドカード売上金の一部の寄付金を不妊・去勢手術の補助金に活用
- 動物愛護・正しい飼い方のＰＲ
 - ➡ 啓発用リーフレットの作成とＰＲ

迷子の動物を家にもどす

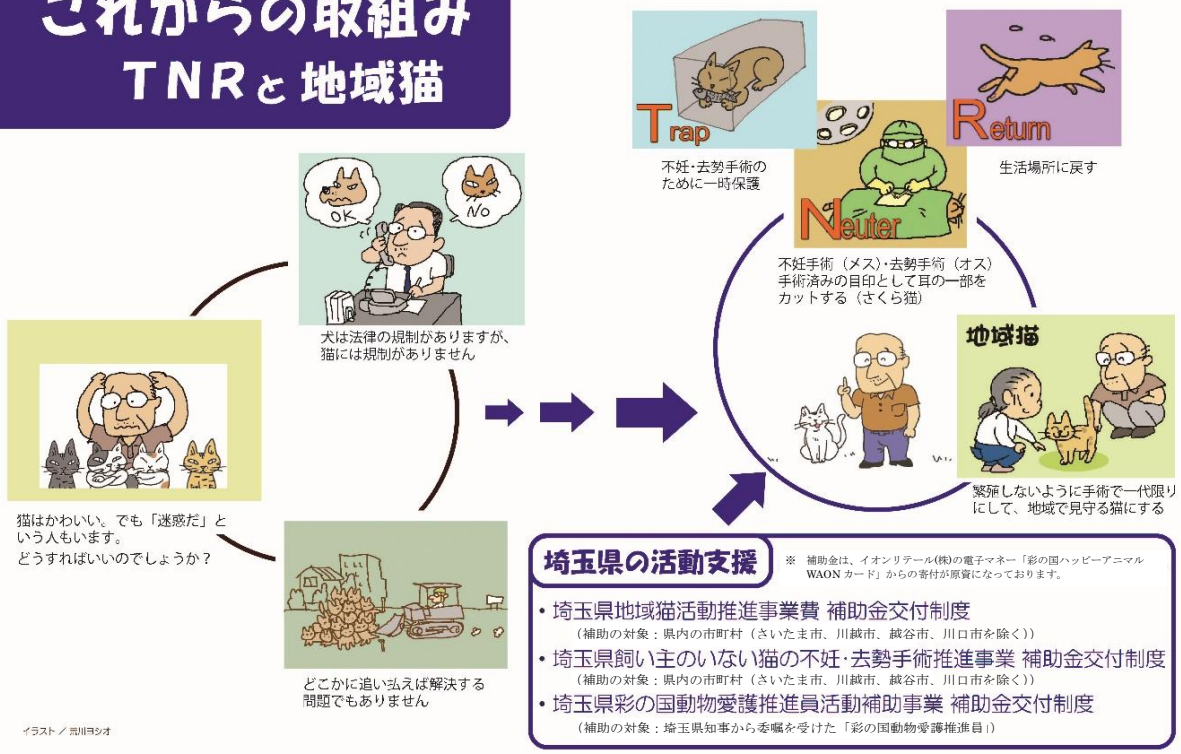
- ホームページによる収容動物の情報提供
 - ➡ 収容動物情報ページ
 - ➡ 個人による保護情報ページ
 - ➡ 迷子動物テレホンサービス
- 収容動物のマイクロチップ装着確認（測定）
- マイクロチップ装着の推進 PR

殺処分を減らす

新しい家族のもとへ

- 収容された犬、猫の県民向け譲渡
- 動物保護団体（譲渡協力団体）や民間企業の協力による再譲渡
- ホームページによるＰＲ
 - ➡ 新しい飼い主さがし掲示板

これからの取組み TNRと地域猫



イラスト／元川ヨシオ

埼玉県の活動支援

※ 補助金は、イオンリテール(株)の電子マネー「彩の国ハッピーアニマルWAONカード」からの寄付が原資になっております。

- 埼玉県地域猫活動推進事業費 補助金交付制度
 （補助の対象：県内の市町村（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く））
- 埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業 補助金交付制度
 （補助の対象：県内の市町村（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く））
- 埼玉県彩の国動物愛護推進員活動補助事業 補助金交付制度
 （補助の対象：埼玉県知事から委嘱を受けた「彩の国動物愛護推進員」）

◎ 埼玉県動物指導センターの業務説明

■ 猫（一部犬も）の引き取り



飼い主がどうしても飼えなくなり、新たなもらい手も見つからない猫などの窓口引き取りを行っています。

また、交通事故や病気などで動けなくなっている猫の収容を行っています。

1　猫の引取り状況（負傷猫を含む。さいたま市、川越市、越谷市、川口市の区域を除く）

項目＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	対前年比（%）
収容猫総数		817	758	550	535	278	52.0
内訳	成猫	347	233	189	249	164	65.9
	子猫	470	525	361	286	114	39.9
飼養放棄猫		416	257	133	180	111	61.7
内訳	成猫	270	163	89	125	100	80.0
	子猫	146	94	44	55	11	20.0
所有者不明猫		401	501	417	355	167	47.0
内訳	成猫	77	70	100	124	64	51.6
	子猫	324	431	317	231	103	44.6

【負傷猫の収容状況（再掲：さいたま市、川越市、越谷市、川口市の区域を除く）】

項目＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	対前年比（%）
収容負傷猫数		115	192	118	88	104	118.2
内訳	成猫	66	65	69	54	56	103.7
	子猫	49	127	49	34	48	141.2
内訳	持込	21	24	18	24	24	100.0
	現地収容	94	168	100	64	80	125.0

2　犬の引取り状況

ア　センター窓口引取り頭数

項目＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
窓口引取犬数		0	2	0	0	1
内訳	成犬	0	2	0	0	0
	子犬	0	0	0	0	1

※　埼玉県では、犬の捕獲・引き取り・収容は、原則として各保健所の業務です。

イ　保健所からの収容致犬総数　（川越市、越谷市(H27～)、川口市（H30～）受託分を除く）

項目＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	対前年比（%）
収容犬総数		３１２	１４６	１５０	３１７	９３	２９．３
内訳	成犬	２８５	１４５	１３９	２７８	８５	３０．６
	子犬	２７	１	１１	３９	８	２０．５

■　犬や猫の飼養管理

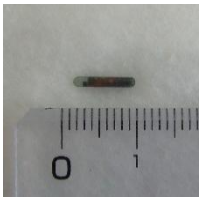
動物指導センターに収容された猫の返還や殺処分までの飼養管理、譲渡用犬・猫の譲渡までの飼養管理（ワクチン接種や駆虫薬投薬、マイクロチップの挿入など）を行っています。

【令和８年３月３１日現在のマイクロチップ情報登録数※】

	犬	猫	合　計
埼玉県	１２３，１７７	５９，７４２	１８２，９１９
全　国	１，７９０，２７６	７１９，２７３	２，５０９，５４９

※　令和4年6月以降、指定登録機関のデータベースに情報登録された数





マイクロチップ



スティツクタイプ
ハンディリーダー

マイクロチップリーダー（読み取り機）



ハンディタイプ

■　収容猫の返還

動物指導センターに収容された所有者不明の猫については、マイクロチップの有無をマイクロチップリーダー（読み取り機）で確認します。

マイクロチップが入っていない場合は、３日間の公示を行うとともに、ホームページに掲載し、飼い主が現れるのを待ちます。

マイクロチップの情報から飼い主が判明した場合や、公示やホームページを見て飼い主から連絡があった場合は、収容された猫を飼い主に返還しています。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
猫の返還　（※1）	３	４	５	６	１
犬の返送等　（※2）	４	６	３	２	２

※１　飼い主から引き取った猫を、飼い主に返還した数を含んでいます。

※２　所有者に返還するための保健所への返送等
　　埼玉県では、犬の返還事務は原則として各保健所の担当業務です。

■　犬や猫の動物保護団体等の登録

動物指導センターに収容された犬や猫の多くは、新しい飼い主の方への譲渡に協力していただける動物保護団体や民間企業、学校法人などに譲渡しています。（動物指導センターの登録が必要：「登録団体」）

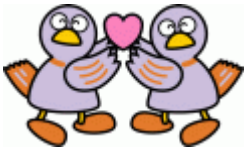
登録に際しては、講習会を受講していただき、譲渡を適切に行うことができる団体であるかどうか、書類審査及び施設調査を行っています。

【令和８年３月３１日現在の登録団体数】

動物保護団体等	５２
民　間　企　業	１
学　校　法　人	１
合　　計	５４

■　収容犬・猫の譲渡

保健所に収容された犬や動物指導センターに収容された猫のうち、飼い主が見つからなかった犬・猫で譲渡可能なものは、新しい飼い主や登録団体へ譲渡を行っています。



１　犬の譲渡

項目＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	対前年比（%）	対収容数比（%）
譲渡犬数		２９２	１１５	１２９	２９１	８４	２８．９	９０．３
内訳	成犬	２６６	１１４	１１８	２５３	７６	３０．０	８９．４
	子犬	２６	１	１１	３８	８	２１．１	１００．０

２　猫の譲渡

項目＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	対前年比（%）	対収容数比（%）
譲渡猫数		４３６	５３２	４３０	４７３	２１２	４４．８	７６．３
内訳	成猫	１３４	８３	９０	２０３	１１０	５４．２	６７．１
	子猫		４４９	３４０	２７０	１０２	３７．８	８９．５

３　登録団体譲渡会の開催

譲渡促進のため、令和２年度以降、センターの施設を譲渡会会場として開放し、登録団体譲渡会を開催しています。

【令和７年度登録団体譲渡会の実施状況】

開催場所	実施回数	来場者数	参加団体数	備　　考
本　所	３	５１６	１０	土曜日の開催
南支所	０	０	０	
計	３	５１６	１０	



登録団体譲渡会

■　犬や猫の殺処分

保健所に収容された犬や動物指導センターに収容された猫のうち、公示期間中に飼い主が判明せずに返還できなかったり、新しい飼い主や登録団体へ譲渡できなかった犬・猫は殺処分せざるを得ない場合があります。

これらの殺処分を減らすことは、動物指導センターの大きな目標です。



1　致死処分犬内訳　（川越市、越谷市(H27～)、川口市（H30～）受託分を除く）

項目＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	対前年比（%）	対収容数比（%）
致死処分犬数		１１	１８	１９	２５	５	２０．０	５．４
内訳	成犬	１１	１８	１９	２５	５	２０．０	５．４
	子犬	０	０	０	０	０	０	０

2　致死処分猫内訳　（川越市、越谷市(H27～)、川口市（H30～）受託分を除く）

項目＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	対前年比（%）	対収容数比（%）
致死処分猫数		３２８	１９０	６４	１５	３０	200.0	１０．８
内訳	成猫	１８８	１３１	６０	１２	２８	233.3	１７．１
	子猫	１４０	５９	４	３	２	66.7	１．８

■　犬・猫等の動物に対する苦情・相談

犬や猫などの動物の飼い方相談や猫の苦情について、窓口や電話で相談に応じたり、現地確認・指導などを行っています。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	対前年比（%）
猫	7,807	7,228	7,215	5,812	6,830	１１７．５
犬	900	841	832	736	985	１３３．８
合　計	8,707	8,069	8,047	6,548	7,815	１１９．３

※　埼玉県では、犬の苦情相談の受付・対応は、原則として各保健所の担当業務です。



参考：　猫に関する相談内容と件数

年度 項目　　総数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年比（%）
	7,215	5,812	6,830	117.5
飼養管理	274	260	421	162.0
繁殖抑制	233	123	226	183.7
疾病及び予防	53	21	62	295.2
譲り受け希望	556	434	396	91.2
新しい飼い主仲介	206	138	253	183.3
死亡した猫の処理	46	25	50	200.0
捕獲依頼	188	148	163	110.1
飼い猫の引取り依頼	318	261	280	107.3
放し飼い関係	185	131	258	196.9
咬傷事故等	4	3	6	200.0
糞尿関係	552	476	497	104.4
鳴き声関係	51	67	76	113.4
悪臭関係	91	66	137	207.6
財産被害	152	123	147	119.5
多頭飼育	176	183	197	107.7
餌やり	496	443	579	130.7
迷い猫の相談	1,650	1,527	1,444	94.6
野良猫の相談	647	570	622	109.1
捨て猫の相談	105	76	76	100.0
負傷猫の相談	381	273	322	117.9
人畜共通感染症関係　等	851	464	618	133.2

■　動物愛護の啓発

児童や学生、成人を対象に、命を慈しむ心の醸成や動物愛護の普及を目的として、動物とのふれあいや講習、動物指導センターの業務体験などを通して、動物愛護の啓発を行っています。

【令和７度実績】

		実施回数	参加人数
どうぶつふれあい教室（幼稚園以下）		0	0
どうぶつ愛護教室	小学校低学年	2	18
	小学校高学年	4	21
	中学校・高等学校	5	452
	一般（大学生以上）	3	48
職場体験	中　学　生	3	12
	インターンシップ	3	9
個人ふれあい		0	0
施設見学・業務視察		12	49
合　　計		32	609

※　例年、動物指導センターでは「彩の国さいたま動物愛護フェスティバル」を実施しています。令和７年度は 2025 彩の国食と農林業ドリームフェスタとの同時開催として動物愛護フェスティバルを開催しました（令和７年度来場者数　1,000 名）。



施設見学



どうぶつ愛護教室



フェスティバル







県民の日施設公開事業「どうぶつふれあいランド」

■　動物の正しい飼い方の啓発

犬や猫などを飼っている方やこれから飼いたい方に、動物の正しい飼い方の啓発や講習を行っています。

【令和７年度実績】

		実施回数	参加人数
犬・猫の譲渡講習会	犬	４０	６１
	猫	７１	９２
	計	１１１	１５３





譲渡講習会



犬のしつけ方教室



小動物とのふれあい

■　動物介在活動（ＡＡＡ：　Animal Assisted Activity）

動物指導センター所長から委嘱を受けたボランティアや認定を受けたボランティア活動犬の協力を得て、動物と対象者とのふれあいを通じて、心を豊かにする一助とする活動です。

社会福祉施設、老人保健施設は来所形式での開催や、動物愛護フェスティバル等各種行事においてもふれあい活動を行っております。

	令和３年度	令和４年度※	令和５年度※	令和６年度	令和７年度
実施回数(回)	0	0	0	0	8
参加人数(人)	0	0	0	0	54

※　新型コロナウイルスによる感染症拡大防止のため、令和３年度及び４年度の動物介在活動は休止しました。





■　ボランティア及びボランティア活動犬の養成

動物指導センター事業に協力していただくボランティアの養成教室や研修会を開催するとともに、ボランティア活動犬の養成教室や認定試験を実施しています。

【令和８年３月31 日現在】

センター事業協力ボランティア	113 人
①　動物飼育部門（※）	４９人
②　動物介在活動部門（※）	４８人
③　普及啓発部門（※）	113 人
④　子猫育成活動部門（※）	40 人
ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 犬	17 頭
ボランティア育成子猫（育成数）	19 頭

※　各部門重複あり

【令和７年度実績】

	実施回数	参加人数
ボランティア養成教室・養成講習会	15	40
ボランティア活動犬養成教室	17	152
ボランティア研修会	1	20





動物介在活動部門



養成犬教室

■　動物由来感染症（人獣共通感染症、ズーノーシス）に関する啓発と調査

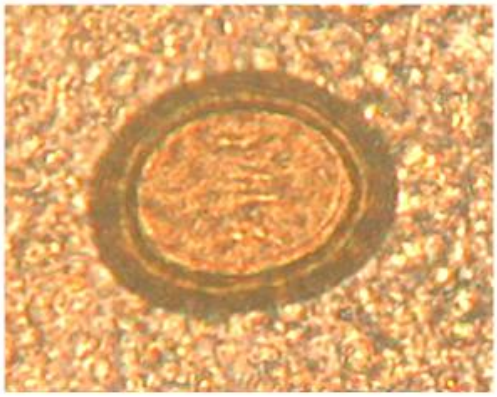
感染症予防のため、動物由来感染症に関する正しい知識や動物との正しい接し方など県民への啓発を行っています。

また、収容された犬や猫に関する動物由来感染症の調査、研究発表も行っています。

【令和７年度実績】

項　目	動　物	実施回数
狂　犬　病　鑑　定	犬	1
内部寄生虫検査（糞便検査）	犬	101
	猫	160
	計	261
細　菌　検　査	犬	21
	猫	0
	計	21
抗　体　検　査（血液検査）	犬	36
	猫	120
	計	156
解　剖　検　査	犬	0
	猫	0
	計	0
合　　計		439

◎　平成１７年６月の調査において、動物指導センター収容犬の糞便から本州で初めてエキノコックス（多包条虫）／４類感染症　が検出されました。



エキノコックス（多包条虫）
Echinococcus multilocularis の虫卵
撮影：埼玉県衛生研究所

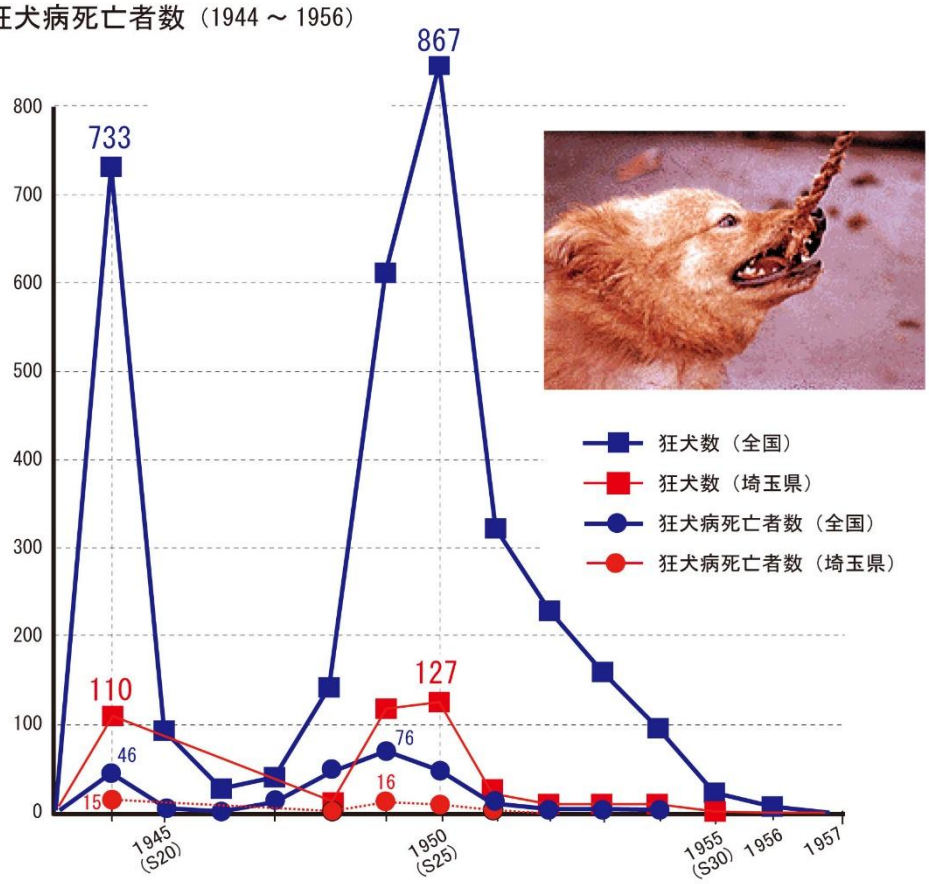
■　狂犬病の発生（埼玉県・全国）

	犬の狂犬病（件）		人の狂犬病（件）	
年	全　国	埼玉県	全　国	埼玉県
大正元	693	21	83	1
2	738	50	37	3
3	1,374	39	135	1
4	1,336	20	38	
5	714	18	32	
6	689	33	18	
7	1,048	35	58	
8	876	49	74	1
9	504	9	48	
10	910	38	54	
11	1,016	69	79	2
12	2,644	14	174	1
13	3,205	30	235	
14	3,036	80	143	2
15	1,799	30	80	2
昭和元				
2	986	4	30	
3	439		22	
4	172		6	
5	65		3	
6	44		1	
7	63			
8	21			
9	11			
10	11		1	
11	3			
12	5			

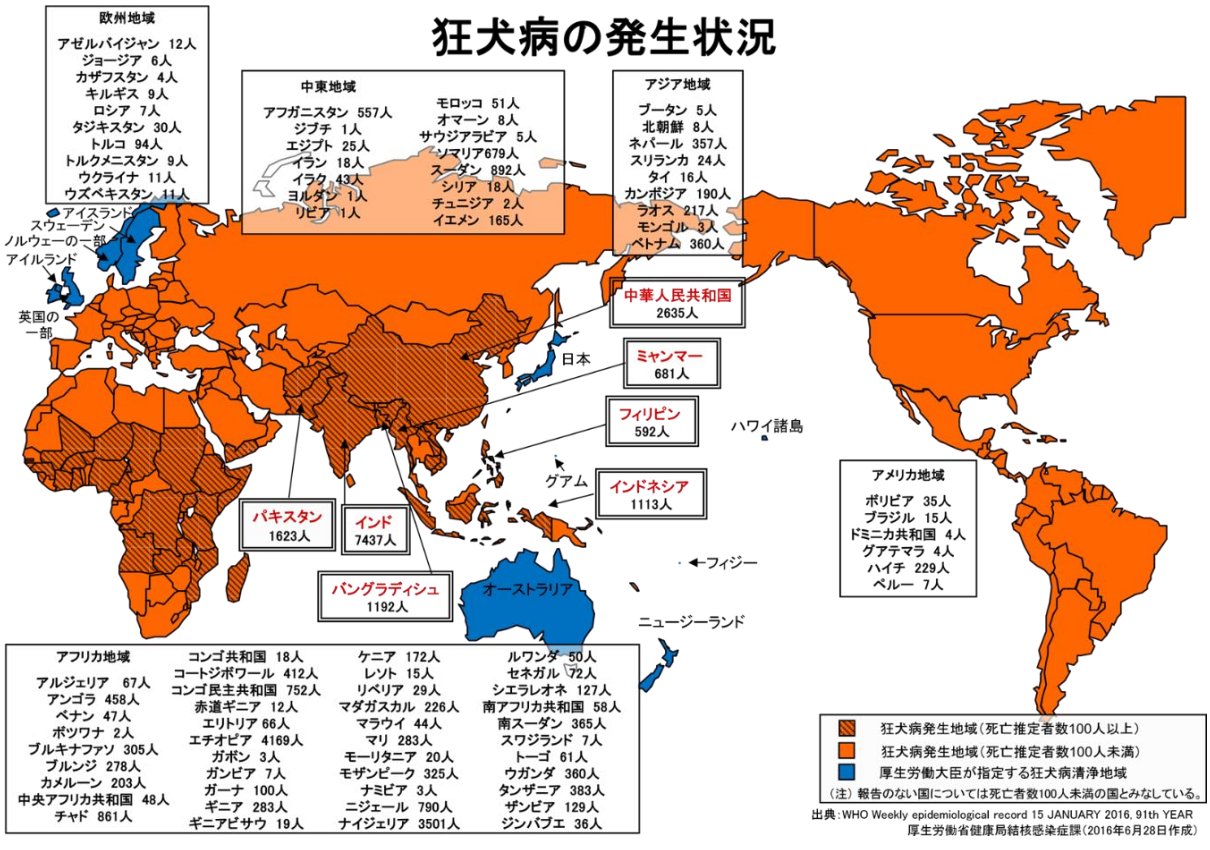
	犬の狂犬病（件）		人の狂犬病（件）	
年	全　国	埼玉県	全　国	埼玉県
昭和				
13	6			
14	4			
15	3			
16	15			
17	4			
18	1			
19	733	110	46	15
20	94	不 明	1	
21	24	不 明	1	
22	37	不 明	17	
23	141	犬 20.馬 3.牛 1	45	2
24	614	犬 121.猫 4.馬 1.牛 2	76	16
25	867	犬 127.猫 7.馬 2.山羊 2	54	11
26	319	犬 24.牛 1	12	1
27	232	6	4	
28	176	犬 24.山羊 1	3	
29	98	11	1	
30	23	1		
31	6		1	
— 昭和 32 年＊～ 平成 17 年は未発生 — ＊昭和 32 年に猫の狂犬病は 1 件発生あり				
平成 18			2	
— 平成 19 年 ～ 令和元年は未発生 —				
令和 2			1	
— 令和3年 ～ 令和7年は未発生 —				

データは　①　厚生省・(社)日本獣医師会・狂犬病予防法施行２０周年記念紙「狂犬病予防について」
②　昭和２８年４月埼玉県衛生部公衆衛生課「埼玉県狂犬病発生流行誌」
③　埼玉県統計年鑑「昭和２８年、昭和２９年、昭和３０年」から引用
④　平成１８年及び令和２年の発症例は海外における感染による発症例

狂犬数と狂犬病死亡者数（1944 ～ 1956）

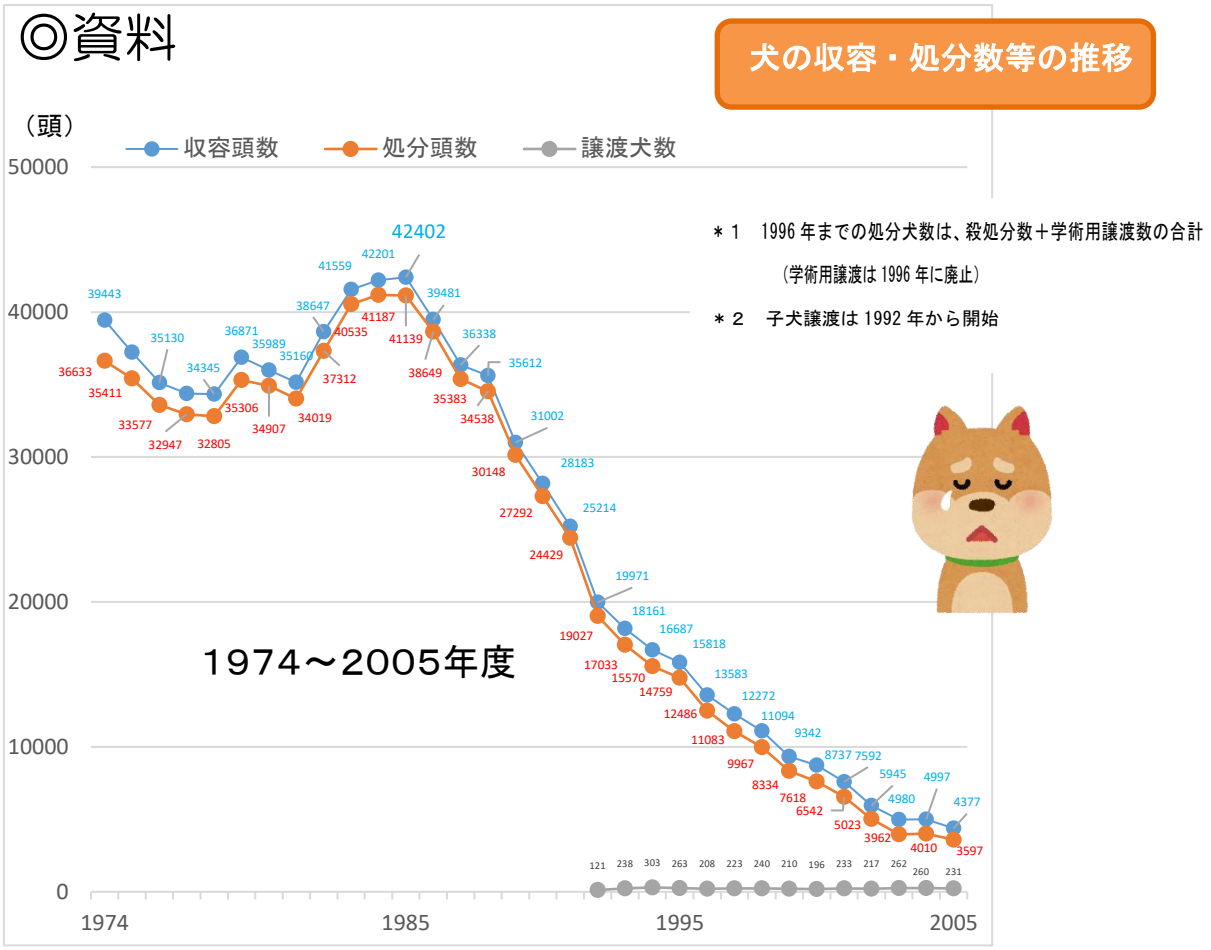


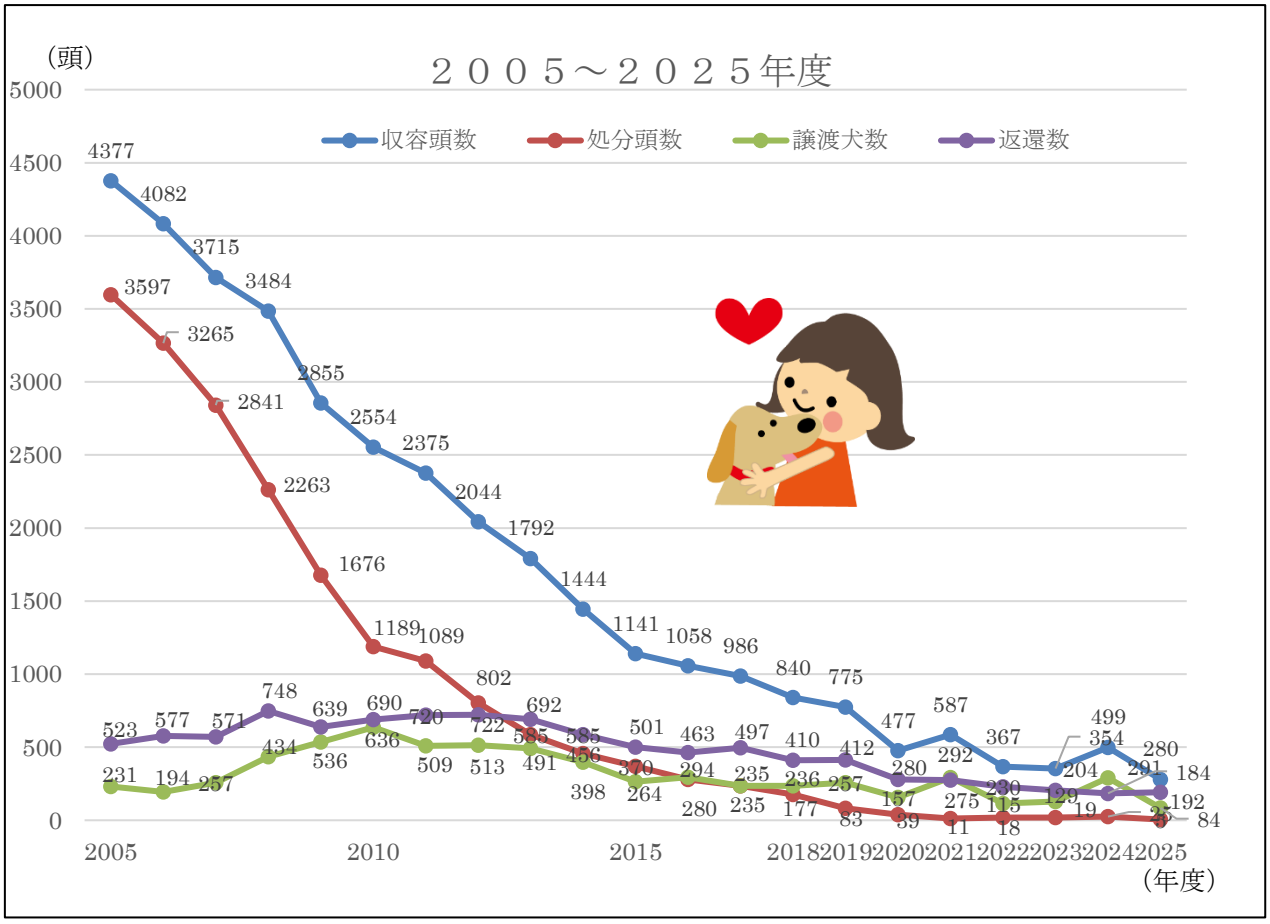
狂犬病の発生状況



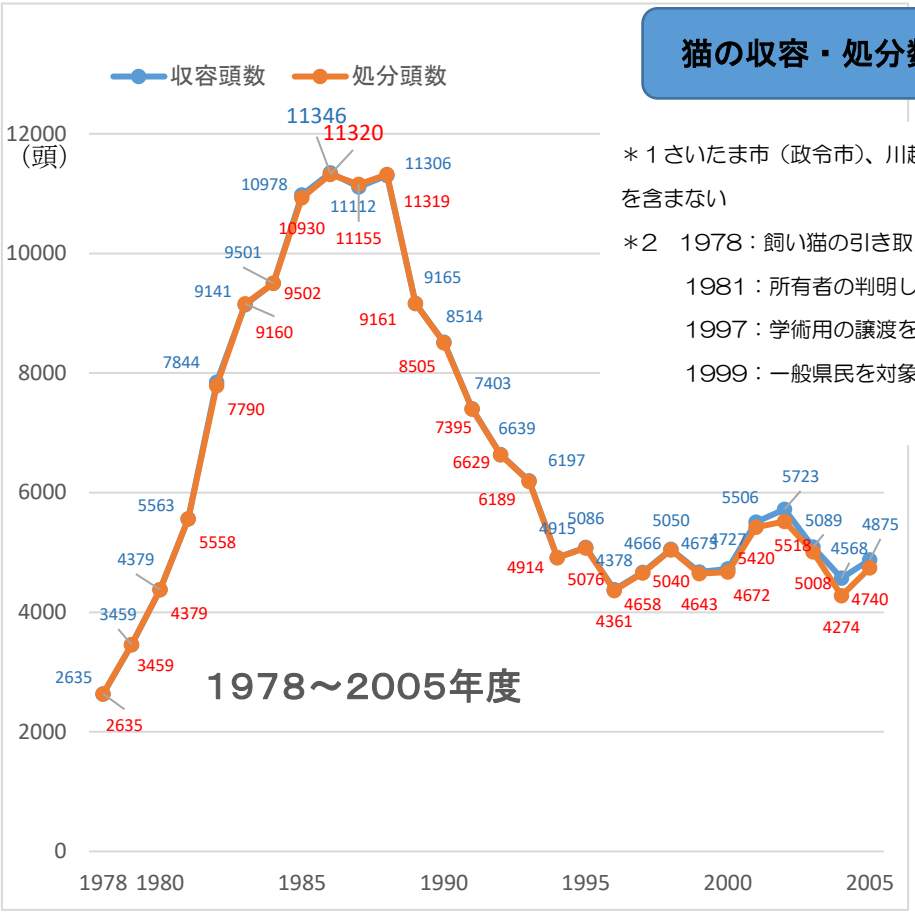
出典：WHO Weekly epidemiological record 15 JANUARY 2016, 91th YEAR
厚生労働省健康局結核感染症課（2016年6月28日作成）

◎資料


犬の収容・処分数等の推移
（頭）
収容頭数
処分頭数
譲渡犬数
＊１　1996 年までの処分犬数は、殺処分数＋学術用譲渡数の合計
（学術用譲渡は 1996 年に廃止）
＊２　子犬譲渡は 1992 年から開始
1974～2005年度
50000
40000
30000
20000
10000
0
1974
1985
1995
2005


（頭）
２００５～２０２５年度
収容頭数
処分頭数
譲渡犬数
返還数
5000
4500
4000
3500
3000
2500
2000
1500
1000
500
0
2005
2010
2015
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025
（年度）

猫の収容・処分数等の推移



＊１さいたま市（政令市）、川越市・越谷市・川口市（中核市）を含まない

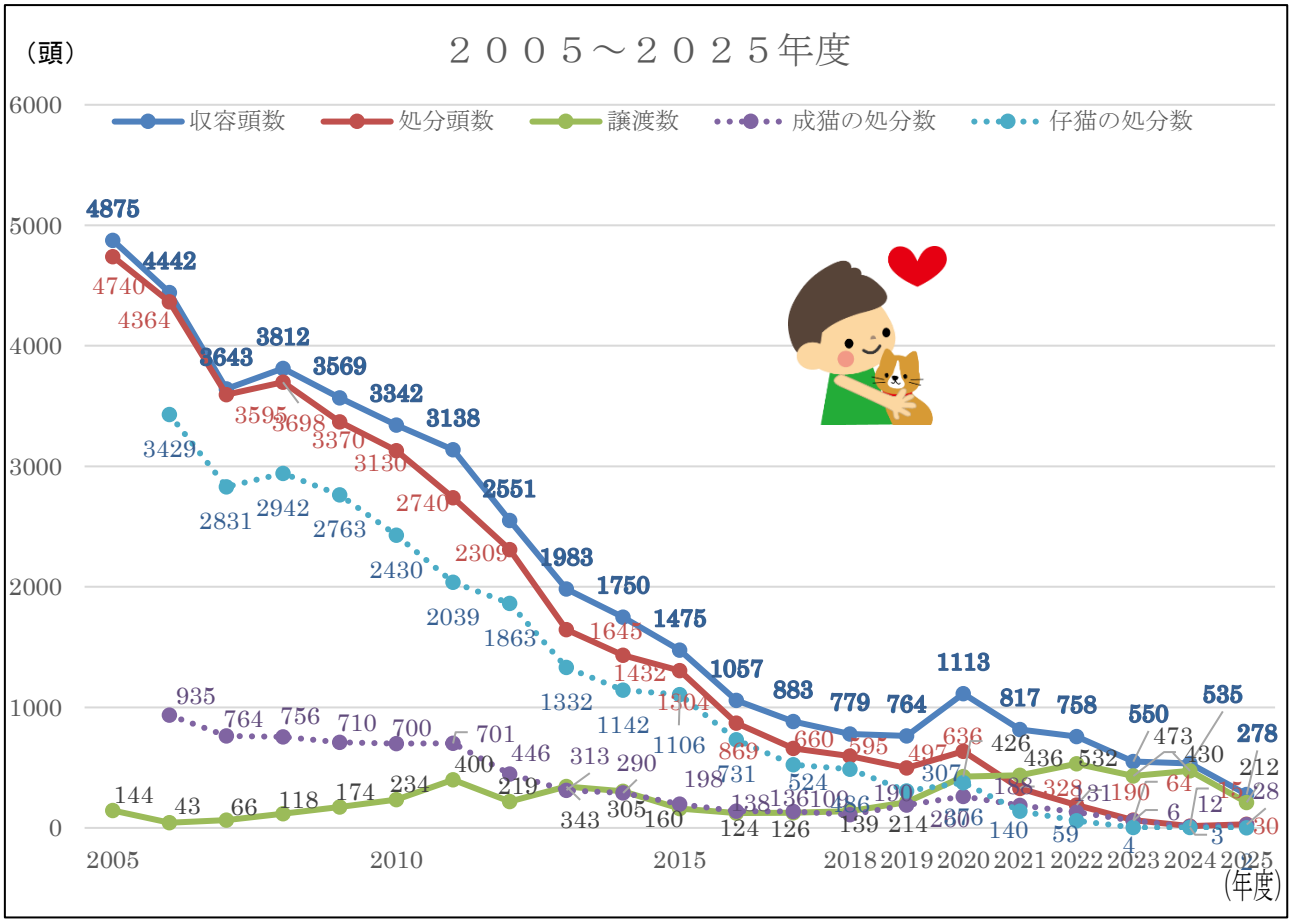
＊2　1978：飼い猫の引き取りを開始

1981：所有者の判明しない猫の引取を開始

1997：学術用の譲渡を廃止

1999：一般県民を対象とした猫の譲渡を開始







○ 埼玉県動物指導センター
〒360-0105 埼玉県熊谷市板井123
TEL 048－536－2465
メール k362465@pref.saitama.lg.jp

○ 埼玉県動物指導センター 南支所
〒338-0813 さいたま市桜区在家473
TEL 048－855－0484
メール k36246a@pref.saitama.lg.jp